

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第9回)議事要旨

日 時:平成29年7月26日(水)10時00分～12時00分

場 所:経済産業省本館17階 国際会議室

出席者:

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、
小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
斉藤 靖 イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長
佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事
佐藤 裕史 東京ガス株式会社 電力本部 電力トレーディング部長
新川 達也 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長
早坂 昌彦 HTBエナジー株式会社代表取締役
内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員・グループ経営戦略本部部長
柳生田 稔 昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之 東北電力株式会社 電力ネットワーク本部 電力システム部
技術担当部長

議題:

- (1) インバランスの当面の見直しについて
- (2) 間接オークション導入に伴う会計上の整理について
- (3) 既存契約見直し指針について
- (4) 中間論点整理(案)

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL: 03-3501-1511(内線4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

【前半】

・インバランス料金の当面の見直しについて

- 需給調整市場が始まる際にしっかり設計するまでの暫定的な料金制度のなかで、まずは市場分断していないのに値段が違うことの解消が必要。
- また、理想的には、指導・勧告に安易に寄せるではなく、インバランスを起こさないこと経済合理的になる仕組みとするのが重要。
- 今回の α ・ β の見直しは、それを鑑みると方向性は良く、事務局提案に賛同する。
- ただ、これが最善であるとするわけではなく、当面思いつくこの案でやってみるという認識。

- 電力の公正中立の観点から論点①、②の見直し方針に賛成。 β についてはシステム改修、地域間格差、政策コストバランス等鑑みて方向性は理解する。 α の上下限は最新データ見れば妥当ではないか。今後の市場の状況も鑑みながら、3%はインバランス予見可能性軽減に働くということで、方向性に賛成。
- 論点③については、一歩引いて大量のインバランスが発生すると調整コストが多くかかることに留意して欲しい。指導勧告、場合によっては法律処分も重要。

- 今回の見直しは合理的な方向で、すぐできることをすぐやることは方向性として賛成。
- 前回の会議で最終的には登録取り消しも必要と強気に言ったものの、他方で足下でやっけることは若干懸念もある。
- 1つ間違えると、小さな新規事業者をいじめているように見えかねない。最終的な運用は慎重に。杓子定規に評価するのは避けて欲しい。
- データを集めることは必要だが、今回の改善でインバランスを発生させないようにするインセンティブがでてくる。
- 事業者のインバランス発生行動がずっと変わらなければ、一定の対応は必要だが、制度が変わることも踏まえて、対応を起こすことは慎重に。守っている事業者に迷惑かかる内容にしてはいけない。
- 突出して一事業者がインバランスをだすと迷惑だが、大半が余剰の中小さな事業者が不足を出した場合と、全体が不足で、不足を増やす方向で発生させることとは、安定供給に与える影響は異なる。その点は丁寧に見るべき。特に、最初の事例はみんな慎重に見ているので運用は慎重に。誰が考えても当然対応すべき内容なら、牽制効果にもなり、良い。

- 基本賛成。こういった事情を踏まえた対応は、議論に時間をかけすぎず早く導入すべき。なお、小規模な事業者はインバランスを出しやすいので、何らかの形でケアしていく必要あり。

- 足下の指導・勧告の議論については、現在、ヒアリング、報告徴収を実施中で、慎重にやっており、まだ指導又は勧告にいたってない。

- 処分が目的ではなく、行為を変えていただく事が目的。いただいたご注意は踏まえて次の段階への判断をしていきたい。
- 基本的に賛成。大きな前提として、適切に機能するために JEPX の活性化、厚みが重要。実効性を高めていくことを明確に位置付けていただいたのは重要である。
- 基本的に賛成。市場厚みが重要で、市場監視を引き続きよろしくお願ひしたい。
- 不適切な事業者に対して慎重に対応いただいでるので、引き続き監視と必要に応じた指導を求めたい。
- 東北電力の誤算定は、月次の収支を見る中でも値が確定できない。同じようなポイントで他のエリアでも誤算定がないかこの機会に確認して欲しい。
- 取引所としても、しっかり間違えないような計算をしていくよう気をつける。かつ厚みが重要と言うことで、自分達も真剣に取り組んで参りたい。開始時期については、省令の改定が必要か。10月の受け渡し分だと12月精算から導入になる。なるべく早い導入をしたいと思っている。
- 基本的小ご賛同頂いたと言うことで、事務局は制度化に向けた作業を進めて欲しい。

【後半】

- ・インバランス料金の当面の見直し
- ・間接オークション導入に伴う会計上の整理
- ・既存契約見直し
- ・中間論点整理（案）
- （既存契約見直し指針）ベースロード電源市場の論点①では、例として kWh ベースで供出量の供出の仕組みが記載されていると思うが、分かりやすい。論点②の契約見直しの対応とも整合性を取りながら検討を進めて欲しい。
- （既存契約見直し指針）連系線利用ルールの見直しの論点③について、電源差し替えのメリットは小売事業者の利益にも還元するような指針を策定して欲しい。論点④の紛争解決手段として、電力ガス取引監視等委員会によるあっせん及び仲裁手続きを利用する案が提示されており、この案に賛成する。
- （既存契約見直し指針）ベースロード電源市場について、発電設備にファイナンスを付ける立場から申し上げると、卸供給に関する相対契約があるということは、その発電設備を将来生み出していくキャッシュフローの予測可能性をそれだけ高めるということだから、望ましいと思料。仮にもし相対契約が当事者間で恣意的に見直されるということになると、キャッシュフローの予測可能性がそれだけ損なわれることになってしまうため、その分のリスクは

ファイナンスのコストに上乗せされてしまう。従って、既存契約見直しは無制限・恣意的に行うべきではないと示すという意味で指針が策定されたことは評価出来る。

- また、内容に関して、ベースロード電源市場の制度改正に係る論点②の契約見直しに伴う対応の部分で、違約金を求めるべきではないという話があったが、ここで行われる契約見直しは、個々の個別の事情によって見直されるという訳ではなく、電力自由化の公益的な課題に対応するために、他の施策と共に一体的なものとして行われるもの。つまり、ベースロード電源市場に供出するために行われる契約見直しであるから、一般的な契約見直しとは異なって違約金をとるべきではないとの考えを示したものと思料。この考え方には賛同している。
- (既存契約見直し指針) ベースロード電源市場に係る論点②の契約見直しに伴う対応について、違約金を要求しないよう求める考え方には賛成。今まで、支配的な電力会社が契約見直しを行う際、正当とは思えないような違約金を払わせていたのではないか。そういう事態があるからこそこのような指針を示す必要があると思料。この点はしっかり調べるべき。
- (既存契約見直し指針) 連系線利用ルールの見直しの論点③について、メリットの帰属については、発電側にメリットを全て帰属させることがメリットオーダーの観点からは一番効率的であり、不都合はないはず。発電側にメリットを帰属させたとしても、電気には色がない(どの電源であっても小売側から見れば変わらない)ので、小売にとってはデメリットはないはず。小売側にメリットを帰属させるべきという考え方の理屈を教えて欲しい。ただし、この資料には当事者が誠実に協議するように記載されているので、なんらかの理由によって小売側に条件を付け加えることはありえるが、小売側に利益が及ぶような指針はおかしい。
- (中間論点整理(案)) 沖縄電力の自主的取組拡大による小売競争活性化について、書かれていることには賛成。しかし、5月の制度検討作業部会では、まだ取組が十分でない可能性があるもので、沖縄電力に対し、事業者の話をもっと聞くように求めるという話だった。現実にはどのようなことが起こっているのかということについて政府が見て欲しい。表明したこと以外はやらないという姿勢であれば改善を促すべき。沖縄電力が新規参入企業に対してしっかり協議をしているか確認することが必要。
- (間接オークションの導入に伴う会計上の整理) 基本的に事業者間の精算と現物取引が一体として行われているので、金用商品会計基準の対象外であるとの考え方には基本的には賛同。しかし、事業者間の取引とは取引所の取引とリスクヘッジ商品の取引の2種類の取引がバンドされていると考えられる。例えば、発電側がリスクヘッジの商品だけ切り離して裁判を起こすことも可能。すなわち、実体面としてデリバティブ商品が発生しているとも考えられる。以上を踏まえ今後の方向性を議論して欲しい。
- (既存契約見直し指針) 連系線利用ルールの見直しの論点③について、そもそも電力自由化の原則からすれば、電源差し替えのメリットは電源間の競争の中で、電源間の競争の中で分配が決まるはず。その中で発電側にも小売側にも利益はそれぞれ行くことになるだろうと思料。なるべく需要家にも利益が行き渡るように協議すべき。
- (既存契約見直し指針) ベースロード電源市場に係る論点②の電発電源早期切り出しインセンティブについて、資料では2例挙げられているが、この例に限らず、より有効な考え方が

あれば引き続き検討して欲しい。

- （間接オークションの導入に伴う会計上の整理）経過措置について、特定契約は相対契約と実質的に等価値となるはず。発電事業者側は従前では特定の小売事業者の信用リスクのみを見た決済をしていたところ、これからは JEPX を介した決済を行うことになる。ここで決裁リスクはないのか若干気になる。つまり、市場に参加している他の小売事業者との関係でも取引所の預託金等の制度で手当をされているが、発電事業者が支払いを受けられないという事態にならないかどうか。決裁方法が変わるので、等価といってもリスクプロファイルが変わらないのかどうか。発電事業者に対して、プロジェクトファイナンスを提供している金融機関がその部分について気にする可能性がある。
- （既存契約見直し指針）連系線利用ルールの見直しの論点③について、メリットについて。民間の話なので、当事者間で決めるべきことを強調すべきと史料。
- （既存契約見直し指針）ベースロード電源市場に係る論点②の電発電源早期切り出しインセンティブについて、電発電源の切り出しの目的は卸市場の活性化と史料。旧一電の持っている電源の解放は直接構造的に卸市場に資するから政策的な重要性が非常に高い。提示されている例の中で、ベースロード電源市場への供出量と電発電源の切り出し量の調整を行うというものがあるが、両者は政策目的が重なるので、調整は許されるものと考える。
- （既存契約の見直し指針）連系線利用ルールの見直しの論点③について、デメリットの回避の協議というなら分かるが、メリットの配分について協議するという今の事務局の提案は違和感を感じる。もしメリットの配分について協議を行うとすれば、競争が十分でない現状を見て、受容者にメリットを享受させることが目的だと思料。しかしあくまで例外的。具体的には競争者間の協議となる場合が多いので、センシティブな情報についてはしっかり管理することになるのだろうと思料。
- （既存契約見直し指針）ベースロード電源市場に係る論点③の電発電源早期切り出しインセンティブについて、本当にインセンティブとして機能するのか。結局2年後の値段より高く切り出せる予測できないと考える旧一電がいないと切り出しが進まない。一方、現在の市場の高騰ぶりを見るとこの施策は非常に重要な位置付けになると史料。より実効的な仕組みが必要。
- また、この市場の高騰については、何か手を打つべき。需給のバランスが昨年とそれほど変わっていないという状況の中で、このように高騰している。インバランスの考え方や予備力の出し方と合わせて市場に厚みを持たせるにはどうすべきかということについて考えるべき。
- （既存契約見直し指針）自主的な取組が進まなかったことを踏まえ、指針の策定については感謝したい。いただいた指針に沿って既存契約の見直しの協議を促進したい。
- （既存契約見直し指針）、ベースロード電源市場の制度改正に係る論点②の契約見直しに伴う対応の部分に関して、ベースロード電源市場に供出が求められていない電源についても、本来この電源は競争が導入されていない時代の契約に基づいてなされているものだから、引き続き契約の見直しを呼びかけたい。

- (中間論点整理(案)) 沖縄における競争の活性化について、電源を有している事業者として、結果として余剰電力もあるので、競争活性化に資するような取組を継続したい。
- (間接オークションの導入に伴う会計上の整理) 間接的送電権等について、会計上の整理を踏まえ、商品設計を早期にすべき。また、明確にいつごろまでにできるか示すべき。その上で転売可能性など多様性が出るなかで、どこまで現物として利用可能なのか、会計面・税制面からクリアにすべき。
- (既存契約見直し指針) ベースロード電源市場の制度改正に係る論点②の契約見直しに伴う対応の部分の供出が求められていない電源についての話や連系線利用ルールの見直しの論点③の電源差し替えメリットをどちらに帰属すべきかという話は制度措置の外部であるため、民間の協議にまかせるべき。
- (中間論点整理(案)) 沖縄の小売競争活性化策について、「電発電源の石川火力発電所のよように、需要カーブに沿った運用に起因し発生している余剰電力量を活用する」という言い方には違和感。沖縄は独立系統であるため、石川火力発電の切り出しにより、沖縄電力の石川石炭火力が抑制されてる可能性はゼロではない。余剰電力が玉突きでしかないという場合、需要家から見て本当に余剰電力の活用というべきか判然としない。このような視点を踏まえた検討を期待したい。
- (中間論点整理(案)) 沖縄の小売競争化策について、沖縄電力が表明した需給調整用のメニューについては早期の実現が重要だが、2ヶ月以上経過したのに具体的な情報を沖縄電力から貰えていない。この中間取りまとめが出たタイミングで小売競争活性化策の環境を整備を前に進めて欲しい。
- (既存契約見直し指針) ベースロード電源市場に係る論点③の電発電源早期切り出しインセンティブについて、市場創設前に切り出した総量を市場供出量から控除する例があるが、市場創設の前に享受出来ると予測できるメリットと実際に享受するメリットをできる限り同じにできるような仕組みにしたい。
- (中間論点整理(案)) 長期固定電源の取扱いについて、「長期固定電源を含むbalancingグループ」とあるが、おそらく旧一電は長期固定電源以外も需給運用しているはず。このままでは全ての電源が優遇されるように読めてしまう。公平性の観点から記載をかえるべき。
- (間接オークションの導入による会計上の整理) 特定契約の整理の明確化はありがたいが、この整理だけで会計士が良いと言うか懸念。具体的な契約書例の雛形、統一的な考え方のQ&A等あればありがたく、業界全体で解決すべき課題なので是非やって欲しい。
- 間接的送電権等について、導入時期について、今ベースロード電源市場の導入と同じくするということになっているから、現実的なニーズとして、値差リスクが生まれる間接オークションの導入のタイミングでは固めて欲しい。また、もし間接的送電権等の商品設計について、現物取引と認められなければデリバティブと割り切って整理すべき。それでも事業者のニーズには叶うと思料。リスクがきちんとヘッジされれば事業者としては問題がない。

- (委員からの取引所を使うことによって与信リスクが高まるかどうかという質問に対し、) 売り代金の支払いは2 金融機関営業日後であり、買い手がデフォルトを起こしたとしても取引所が責任を持って支払う仕組みとしている。現在の契約よりも発電事業者の負うリスクは抑えられると思料。
- (間接オークションの導入に伴う会計上の整理) 間接的送電権等の扱いについて、市場で扱える範囲内でやりたい。リクエストを踏まえ時期については早期に実現したい。検討成果については本部会で報告したい。その報告をもって事務局で会計上デリバティブか否かについて判断することになるのではないか。また、あくまで JEPX は現物たる電力を扱う取引所なので、電力の現物取引と一体として扱える間接的送電権等を検討したい。
- (既存契約見直し指針) 連系線利用ルールの見直しの論点③について、差し替えメリットが連系線利用ルールが導入されたことを受けて出てきたものという理解は間違い。2016年4月から計画値同時同量制度が導入され、その制度上、自由に電源差し替えが可能となったことを受けて、電源差し替えメリット、広域メリットオーダーが発生している。ある種の電源を特定して、そのメーターが動くことで小売が支払うという契約になっている時、電源差し替えが可能となったとしてもそのメリットを享受出来ないということになる。ということもあり、現在も電源の差し替えメリットは出るし、連系線利用ルールが入ってしまうと益々差し替えメリットを享受出来るはずだが、従来契約だと享受出来るはずの差し替えメリットが出ないので、契約の変更が必要ということがあり、この指針が出されていると理解。特定契約のように会計上の扱いがどうなるということもあるが、そもそも差し替えメリットが出るように従来契約を見直そうということに対して今後広域機関からも求めたい。
- (既存契約見直し指針) ベースロード電源市場の創設に係る電発電源切り出し、間接オークションの導入に関する特定契約の締結については、当事者として誠実に協議したい。また、容量市場など他の市場を導入する際に、既存契約を見直す必要があれば、これも適切に反映する。
- (間接オークションの導入による会計上の整理) 間接オークションだけでなく他の市場も問題が出てくる可能性があるので、会計上・財務上負担が増えないよう御願いたい。
- (既存契約見直し指針) 連系線利用ルールの見直しの論点③について、メリットについては需要家の利益に資するように協議したい。
- (既存契約見直し指針) ベースロード電源市場の創設に係る電発電源切り出しのインセンティブについて、さまざま契約があるので、既存契約の見直しの中で、しっかり協議できるようにしたい。
- (既存契約見直し指針) 指針の必要性は理解。あくまで基本は民協なので過度の規制はやめて欲しいと思っていたが、出てきたものには異論はない。この内容をベースに関係者と協議したい。
- (間接オークションの導入による会計上の整理) 連系線利用ルールの見直しの論点③について、広域メリットオーダーの観点からは発電側が積極的に差し替えることは望ましいはず。ただし、どれぐらいのメリットが出るかについてエリアの状況、事業者の事情も違うのであ

くまで事業者間の協議で進めるべき。そのため、メリットを発電側あるいは小売側に全て寄せるのも暴論。

- (間接オークションの導入による会計上の整理) 連系線利用ルールの見直しの論点③について、制度に関して、計画値同時同量の導入に伴って起こったものである。
- メリットオーダーという観点からは発電側にメリットを全て寄せることがもっとも効率的である。契約の機微情報についても発電側が管理をすれば良い。もっとメリットオーダーの重要性を理解して欲しい。
- また、実際の制度改正は既に行っているが、現在、契約が制約になっていてメリットが享受出来ていないということはずっと前から提起されている。一向に進んでいないので、このような指針が示されていることを認識して欲しい。これから誠実にやるものではない。そもそもいままで1年間くらい議論していた経緯といままで見直しが進まなかった事態を理解すべき。
-
- 中間論点、既存契約見直し指針について議論が行われたが、貫徹で取りまとめられた内容について、まだ残されているので、監視の在り方については委員会として検討を深めたい。
- 卸取引市場の厚みについてもグロスビディング、電発電源切り出し等含めた自主的取組が進んでおり、委員会としても関心を持って議論していたところ、また沖縄電力の自主的取組についても重要と指摘していたところ、引き続きエネ庁とも連携して検討を深めたい。
- 既存契約の見直しに関して、あっせん及び仲裁に関して記載されているが、使用する方がいれば、委員会として対応したい。
- 特定契約が現物の側面、デリバティブの側面のどちらもあるのではないかとの指摘については、複数の公認会計士に照会した結果、資料にもあるが、一定の類型の中に収まるような特定契約については現物取引と理解出来るとしているもの。詳細は資料に記載。
- 早期インセンティブの今後の検討の話があったが、議論が深まったら指針の中に追加したい。また、決裁リスクの話もあったと思うが、これは国松オブザーバーから御説明していただいた通り、JEPX を通すことで決済リスクは低下するが、残りを相対取引で行う際の決済リスクはそのままとなると理解。
- 間接的送電権等に関して会計上の整理を行う時期の見通しについて御意見があったが、国松オブザーバーからもあったとおり、現在商品設計しており年内のタスクフォースで報告する見通し。商品設計を踏まえて、改めて会計上の整理を行いたい。
- 長期固定電源の扱いについては事実関係を確認した上で、必要に応じて中間整理の書きぶりを調整したい。
- 会計制度について、契約の雛形を示す等追加的な措置の要求があったが、今回も特定契約の内容例を記載している。いずれにせよ間接的送電権等の整理については今後報告するので、その際に詳しい内容を載せるつもり。
- 基本にご賛同頂いたと言うことで、事務局は制度化に向けた作業を進めて欲しい。中間整

理に関する微修正があれば今後事務局から連絡する。